

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

- 目指す姿：・子どもが健やかに成長しています。
- ・子育てをする親の不安や負担が軽減され、安心して子どもを産み育てることができています。

資料1

課題	子育てに不安や悩みを持つ保護者に、切れ目のない支援を行う必要があります。
	・身近な人からの情報や支援が得られにくく、妊娠・出産・子育て期に不安や負担を感じる保護者がいます。 ・子どもの健康や発育・発達について悩んでいる保護者が多くいます。 ・不安や悩みがあっても、相談する相手がいらない保護者がいます。 ・保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標（KPI）	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 東広島版ネウボラの充実 【重点】	全ての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、育児ができています。	乳児家庭全戸訪問の訪問率	こども家庭課	%	99	100	98.7	98.7%	100	97.6	97.6%	100	99.4	99.4%	100	99.3	99.3%	100	98.7	98.7%
		初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	こども家庭課	%	60	65	33.8	52.0%	70	82.5	100.0%	75.5	65.9	87.3%	80	73.4	91.8%	85	71.3	84.0%
2. 子どもに関する医療体制の充実	妊産婦や子どもが、必要な医療を受けることができています。	初期救急：小児科当番医に係る空白日数	医療保健課	日／年	37	48	34	100.0%	36	21	100.0%	24	3	100.0%	12	1	100.0%	0	0	100.0%
		救急医療電話相談件数（＃7119＋＃8000）	医療保健課	件	4,000	4,700	4,140	88.1%	5,400	4,657	86.2%	6,100	6,300	100.0%	6,800	6,990	100.0%	7,500	6,294	83.9%
3. 子育て世帯の経済的負担の軽減	子育て家庭の経済的負担が軽減されている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本目標	基本施策	No	No		取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
									取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
1	1	1	1		妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	産科医協力の下、中高等教育において、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施します。また、若い世代が乳幼児と触れ合う機会を設け、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。	中学生	思春期健康教育	市内の中・高・大学において、年代に応じた内容で実施。（中学校3校、高校1校、大学1校で実施）また、日本語学校においても2校実施。	多忙な学校現場で、中学生を対象とした思春期教育の実施回数を増やすことが困難。	中学校校長会で取り組みを説明したことで、次年度以降の開催が増加。若い世代が子育てのイメージを持てるよう、乳幼児と触れ合う機会を設ける。	拡充	乳幼児に接することなく親になる方が増加している中で、産科医協力のもと、思春期教育や乳幼児と触れ合う交流の機会を持つ。	こども家庭課
1	1	1	2			不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療と不育症の治療費を助成します。	子どもを産み育てたいと希望する人	・不妊治療費の助成 ・不育症治療費の助成	一般不妊治療費142件、不育症治療費1件、特定不妊治療費73件の助成を行った。	不妊治療費は高額な自己負担が生じる。令和4年度から不妊治療の一部が保険適用となった。特定不妊治療は、令和3年度から助成を開始した。	前年度と同様に、助成を行った。	拡充	次年度からは、特定不妊治療費助成の対象（全額自己負担の場合）を拡大。	こども家庭課
1	1	1	3			生後4か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。	生後4か月までの子どもと保護者	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	予防接種が始まる生後2か月頃を目標に家庭訪問を行った。（1,298世帯）	市外に里帰りしている方も、里帰り先の市町に依頼して、赤ちゃん訪問を実施。	今後も、全戸訪問を行う。	継続	今後も、全戸訪問を実施していく。	こども家庭課
1	1	1	4			産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。	産後5か月頃までの乳児と母親	産後ケア事業（日帰り型・宿泊型・訪問型・集団教室型）	日帰り型：延445人、宿泊型：116日、日帰り型（集団）63人、訪問型48人の利用。	市内の医療機関への委託を行い、産後ケアを利用する産婦が増えている。令和6年度から宿泊型の利用要件を緩和し休息目的での利用を可能とした。	医療機関や助産施設において産後ケア実施場所の確保を行う。	継続	引き続き、実施場所の確保等を行い、受け入れ体制の拡大を行う。	こども家庭課
1	1	1	5			生後8か月前後の子どもの発達の確認と、保護者の育児不安の解消を目的に、すくすく赤ちゃん相談会を実施します。	生後8か月頃の乳児と保護者	赤ちゃん相談会	地域すくすくサポートで、伴走型相談支援事業を行い、面談と育児支援品の配布を行った。	伴走型相談支援事業を開始し、妊娠8か月、生後3～4か月、生後7か月で専門職との面談をおこなうとともに育児支援品を渡した。	地域すくすくサポートや図書館等と連携をとり、全員の参加を目指していく。	継続	令和5年7月から、伴走型相談支援事業を開始。妊娠8か月、生後3～4か月、生後7か月で専門職との面談を開始した。今後も月齢に応じた相談に対応していく。	こども家庭課
1	1	1	6			乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。	乳幼児健診の未受診者	健診未受診者把握事業	乳幼児健診の未受診家庭を把握し、電話や家庭訪問による受診勧奨や、乳幼児や保護者の心身の健康に関する支援を行った。	適切な年齢に受診することができるよう、担当職員をおいて受診勧奨を行っている。	適切な時期に、乳幼児健診を受診してもらう。	継続	児が適切な時期に受診することができるよう、健診における伴走型支援を実施していく。	こども家庭課
1	1	1	7			マタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。	妊娠中の夫婦、子育て中の家族等	・マタニティ教室 ・パパママ教室 ・定期育児相談ほか	妊娠期から子育て期にかけて、テーマを設けて教室や相談会を行った。	こども家庭課や地域すくすくサポートで実施する教室数が増えてきている。	地域すくすくサポートが、各々特色を持った教室を実施していく。	継続	父親が育児休業を取得する割合が増えていることから、父親向けの講座開催を引き続き行う。	こども家庭課
1	1	2			ＩＴやＡＩを活用した相談支援	生活スタイルやライフサイクルなど個々のニーズに応じて、ＩＴやＡＩも活用した相談支援を行います。	子育て中の家族	・電子母子手帳アプリ「ほけっとすくすく」の導入 ・オンライン相談	市民ポータルサイトや電子母子手帳アプリにより、情報発信を行った。また、オンライン相談も行った。	市民ポータルサイトを活用した情報発信を進めている。	市民ポータルサイトの活用を行い、より市民に届く情報発信をしていく。	継続	妊娠届の機会に、市民ポータルサイトの登録をしてもらう。「子育て」の分野登録の方にセグメント配信を行うほか、対象者の月齢を絞ったプッシュ通知を行う。令和7年度から「ほけっとすくすく」は廃止する。	こども家庭課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
1	1	3		母子保健情報の一元管理	母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。	妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族	国の動向や先進事例等の調査	妊娠届における問診の回答や、7か月運動発達確認、1,6健診、3歳児健診等の問診票回答をデジタル化している。	妊娠届や健診の機会に、市民ポータルサイトの登録を行ってもらう。	母子保健事業を含めて、子育て関係全体のデジタル化の推進を、関係課と協働し進めていく。	継続	国の動向や先進地事例の調査を行うことで、デジタル化を進めていく。	こども家庭課
1	1	4		子育て支援拠点の整備	母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点を確保します。	妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族	子育て支援拠点に係る機能の検討	10の日常生活圏域に、1 2の地域すくすくサポートを設置。	身近な場所に、子育て世代が集いやすい場を設置することができた。	母子保健コーディネーターの配置は3か所となっており、他の圏域はこども家庭課から巡回している。	継続	地域すくすくサポートや地域子育て支援センターなど、子育て世帯が相談や交流目的に出かける場の設置継続。地域すくすくサポート母子保健コーディネーターの常設箇所の増加。	こども家庭課
1	1	5		子育て情報提供体制の強化	子育て支援情報を一元的に管理するサイトを整理し、必要な人に、必要な時に、必要な情報を届けます。	子育て世帯	子ども・子育て応援Webサイト「すくのび」、ほけっとすくすく、広報誌等各種媒体による情報発信	市民ポータルサイトの登録を積極的に勧奨しており、情報の入手先となっている。	発信する情報量が多いため整理が必要である。	ほけっとすくすくは、令和7年度から廃止し、市民ポータルサイトを使用して情報発信を行っていく。	縮小	情報発信の方法を市民ポータルサイトを中心に実施していく。	こども家庭課
1	2	6	1	子どもに関する医療体制の充実	産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援します。	産科医及び小児科医等	・産科医等確保支援事業補助金 ・小児救急医療支援事業補助金	産科医等の確保のための補助金を交付した。また、広島大学に寄附講座を設置し、小児科医・産婦人科医を確保した。	小児科医や産婦人科医が慢性的に不足している。	広島大学の寄附講座を継続して設置し、小児科医・産婦人科医を確保する。	継続	広島大学の寄附講座を継続設置し、小児科医・産婦人科医の確保に務める。また、令和7年度は小児科医の新規開業を支援するための補助金の制定を予定している。	医療保健課
1	2	6	2		休日夜間の初期救急患者等のために、医師会と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	市内開業医氏等	・休日診療所運営 ・在宅当番医制運営事業	小児救急、小児科当番医に係る空白日数を減らす取り組みを行った。	小児科医が慢性的に不足している。	広島大学や東広島医療センター等に医師の派遣を要請する。	継続	引き続き、国・県に対して医師確保の要望するとともに、医師確保の仕組みづくりの見直しを働きかける。	医療保健課
1	2	7		適正な医療機関の受診についての啓発	適正な医療機関の受診について、乳幼児を持つ保護者への啓発を行います。	乳幼児の保護者等	・チラシの配布等による普及啓発	母子健康手帳交付時や乳幼児医療受給者証送付時に啓発した。	医療機関を受診する患者数が延びてきており、あらゆる機会を通じて広く適正受診の啓発が必要である。	各種保健事業や広報誌、SNS等のあらゆる手段により、適正受診の啓発を行う。	継続	電話相談の利用件数は増えているが、救急受診者も増加しているため、小児の受診可能な医療機関を啓発し、必要な時に必要な医療サービスが受けられよう体制を整える。	医療保健課
1	3	8		乳幼児医療費、児童手当の支給	乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	児童手当受給者	・乳幼児等医療費支給 ・児童手当支給	令和6年10月に通院の対象者を高校3年生（18歳）までに拡大し、所得制限を撤廃した。	依然として、自治体間における助成制度のサービス水準に格差が生じている。	引き続き、自治体の規模や財政状況等で格差が生じないよう国県へ提案を行う。	継続	令和6年10月の対象年齢拡大及び所得制限撤廃により、市内のこどもの間での医療費助成の格差が解消した。自治体の規模や財政状況等により、自治体間での助成制度の水準に格差が生じないよう、引き続き国県へ提案を行っていく。	こども家庭課
1	3	9		妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用助成	すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。	妊婦・乳幼児	・妊婦健診 ・乳幼児健診	妊婦健診14回（多胎は5回追加）、産婦健診2回、乳幼児健診6回を無料で実施した。多胎妊婦の対する健診の助成拡大や低所得妊婦の初回受診料の助成を開始した。	引き続き、健診の費用助成を行い、健康管理を進めていく必要がある。	生後1か月児の健診を新しく開始し、乳児期の健診回数を1回増やすことで、妊娠期から子育て期の切れ目ない健診体制を継続して行う。	継続	生後1か月健診の実施（小児科医療機関での個別健診）を実施することができた。今後は5歳児健診について検討していく。	こども家庭課
1	3	10		ごみ指定袋の交付	2歳未満の乳幼児に対して、紙おむつの排出に使用する指定袋を現物給付します。	市内に住所を有する2歳未満の乳幼児の養育者	ごみ指定袋の直接交付による負担軽減	市内に住所を有する2歳未満の養育者に対して、紙おむつの排出に使用するごみ指定袋を現物給付した。	乳幼児の養育者を対象としたごみ指定袋の交付件数は1,404件で、希望者に対して円滑に交付することができた。	引続き、チラシの配布、HPの更新、市民課等との連携により、出生・転入の届出をした方への周知の徹底を行う。	継続	計画期間（令和2年度～令和6年度）全体を通して1,400件～1,600件の交付実績があり、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与しており、今後も引き続き継続する。	廃棄物対策課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標2 社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

●目指す姿：・社会的な支援が必要な子どもと家庭が、必要な支援につながり、安心して生活を送ることができています。

課題	社会的な支援を必要とする子どもたちに対する支援体制の充実を図る必要があります。
	・児童虐待相談件数が増加しています。 ・発達障害等の特別な支援が必要な子どもの増加に伴い、支援に関わる事業所や支援員が不足している状況があります。 ・生活困窮層の割合が、ふたり親の家庭よりも、ひとり親の家庭の方が高くなっています。 ・外国籍等の外国につながる子どもが増加しており、生活や学校で困難な状況があります。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標（KPI）	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 児童虐待の予防と早期対応【重点】	すべての子どもの人権が尊重されている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 障害のある子どもと家庭への支援の充実	障害のある子どもとその家族が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができています。	幼稚園に通わせている保護者の、教育または保育への肯定的回答（楽しんで通っている）の割合	保育課	%	98.0	98.0	100.0	100.0%	98.0	96.4	98.4%	98.0	96.0	98.0%	98.0	100	100%	98.0	93.0	94.8%
		特別支援学級に在籍する児童・生徒・保護者の教育活動に対する肯定的回答の割合	指導課	%	0.0	75.0	88.0	100.0%	75.0	75.0	100.0%	75.0	75.0	100.0%	75.0	79.3	105.7	100.0	81.1	81.1%
3. 貧困等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実	すべての子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができています。	母子父子自立支援プログラム策定者のうち、就労に繋がっていない割合	こども家庭課	%	14.0	14.0	20.0	70.0%	13.5	14.0	96.4%	13.5	21.4	63.1%	13.0	27.3	47.6%	13.0	31.4	41.4%
		学習支援事業参加者の高校進学率	地域共生推進課	%	83.3	100.0	100.0	100.0%	100.0	100.0	100.0%	100.0	100.0	100.0%	100.0	100.0	100%	100.0	100.0	100.0%
4. 外国につながる子どもと家庭への支援の充実	外国につながる子どもが、幼児期の教育・保育、学校教育を受けることができています。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など（主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
2	1	11	1	児童虐待の予防	ペアレント・トレーニングを実施し、子育てに悩みを持つ親を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復等を図ります。	要支援家庭等	ファシリテータによるペアレントトレーニングプログラムの実施	要支援保護者を対象とした講座を、3期（1クール4回）開催し計12名参加。保育所・小学生・思春期の子をもつ保護者を対象に、1クール2回の講座を開催し、計22名が参加した。	支援が必要な保護者へのアプローチが課題である。今年度から思春期の子をもつ保護者に初めて実施。	専門職が連携し、継続的なアプローチが必要である。	拡充	要支援と認められる保護者を対象に、様々な手法のペアレントトレーニングを開催する。	こども家庭課
2	1	11	2		親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）を実施し、第1子（0歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。	生後2から5か月の乳児と母親（第1子に限る）	BPファシリテータによる児童虐待予防講座の実施	ファシリテータを養成するとともに第1子の赤ちゃんを育てているお母さんと0歳児を対象に、「BPプログラム」を開催した。（22回178組）	児童虐待の一次予防効果も高く、希望者が多いためファシリテータの養成と開催回数を増やす必要がある。	ファシリテータの養成と、第1子の赤ちゃんを育てている母親が受講するように、周知や勧奨を行う。	継続	虐待予防の効果も高いことから、今後も第1子の赤ちゃんを持つ母親の受講率が高まるようにかかわる。	こども家庭課
2	1	11	3		市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第2子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域すくすくサポートで実施します。	第2子をもつ母親	にこにこプログラム（児童虐待予防講座）の実施	第2子以降の児を養育する母親を対象に、「東広島市にこにこプログラム」と類似したプログラムを子育て支援施設で実施した。	子育て支援施設で類似のプログラムに取り組んでいる所も増えている。	継続して行う教室など、類似の教室の開催場所を増やしていく。	継続	引き続き、類似の教室等の開催場所を増やしていく。	こども家庭課
2	1	12	1	児童虐待の防止・早期発見	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	要保護児童等	関係機関とのネットワークの強化及び情報共有を目的とした協議会の開催	要保護児童対策地域協議会について、代表者会議1回、実務者会議4回を開催した。	関係機関の連携強化による児童虐待の早期発見・早期解決・再発防止が課題である。	適切なタイミングでの情報連携、及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。	継続	関係機関の連携強化による児童虐待の早期発見・早期解決・再発防止に努める。	こども家庭課
2	1	12	2		家庭児童相談室及び出産・育児サポートセンターすくすくと一体化を図る「子ども家庭総合支援拠点」の体制を充実し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化します。	子育て家庭等	要支援児童や妊産婦、DV被害者の相談に対する保健師、心理支援員、虐待対応専門員、女性相談員による総合的な支援	合同ケース会議を開催するなど、専門職の連携による総合的な支援を行った。	ハード、ソフト両面における支援体制の充実により、拠点機能の更なる充実を図る必要がある。	専門職の連携による総合的な支援を継続しながら、こども家庭センターの機能の深化に取り組む。	継続	こども家庭センター設置により児童福祉と母子保健の一体的な運用を行う。	こども家庭課
2	1	12	3		養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。	養育支援訪問	保健師等による要支援者家庭訪問	未熟児、ハイリスク家庭等に対し、家庭訪問を行った。	対象となる家庭は増加しており、課題も複雑化している。	保健師等専門職や関係機関、他の専門職と連携して、チームで支援を行う。	継続	引き続き、未熟児やハイリスク家庭等に対し、家庭訪問を継続していく。	こども家庭課
2	1	12	4		子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設との連携を進めるとともに、里親制度等を活用した新たな受け入れ態勢の整備を行います。	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童	・児童養護施設や乳児院における一時的な保育 ・県の里親制度を活用した受け入れの実施	保護者が疾病や仕事等の理由により養育困難となった家庭の児童を一時的に実施施設で預かった。（延べ8人、55日）短期入所の委託先に市内の里親を追加した。	養護施設や里親の受け入れについて拡大を図る必要がある	養護施設等の委託先の追加を検討する。里親への短期入所利用に向けた取組を実施する。	継続	短期入所の利用拡大を図りながら、県との連携により里親登録制度の普及啓発活動を推進する。	こども家庭課
2	1	12	5		児童虐待防止推進月間の啓発活動、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組みを積極的に行います。	市民	ポスター、リーフレット、啓発グッズ等の作成及び配布、啓発イベント等の開催	児童虐待防止の普及啓発のため、商業施設等にポスターの掲示やチラシの配布を依頼した。そのほか、児童虐待予防講座を開催した。	継続的に啓発活動を行っていく必要がある。	引き続き、啓発活動を行っていく必要がある。	継続	毎年11月のオレンジリボンキャンペーン期間に合わせて啓発活動を継続する。	こども家庭課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
2	1	13	13	DV被害者の支援	DV（配偶者等からの暴力）被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。	DV被害者等	DV被害者からの相談対応及び母子生活支援施設への入所措置支援	配偶者暴力相談支援センターを設置し、69件の相談を受けた。	配偶者暴力相談支援センター設置により、DV証明が市役所で発行可能となり、相談者の負担が減った。	引き続き、相談者に寄り添った支援を行う。	継続	引き続き、相談者に寄り添った支援を行う。	こども家庭課
2	1	14	14	人権教育・啓発の推進	児童虐待やいじめ等、子どもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。	小中学校	道徳教育推進リーダー研修の実施	市内全小中学校から道徳教育推進教師の参加による道徳教育推進リーダー研修を実施した。	道徳科は、子どもの人権意識を醸成するための基礎となるものであり、道徳教育推進教師の資質・能力の向上に取り組んだ。学んだことを、校内に還元し、学校全体で道徳教育の推進を図ることが求められる。	国・県の動向やアンケート結果をもとに研修内容を見直す。	継続	研修会を継続し、参加者の指導力を向上できるように研修内容を工夫していく。	指導課
2	1	15	1	子育て相談体制の強化	家庭児童相談室において、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）への対応を行います。	子育て家庭等	・虐待対応専門員、女性相談員の配置による児童虐待やDV被害者への相談体制の構築 ・相談記録の管理分析システムの導入	関係機関との連携により、子育て家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDVへの対応を行った。	関係機関の連携強化による児童虐待やDVの早期発見・早期対応・再発防止が課題である。	適切なタイミングでの情報連携及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。	継続	適切なタイミングでの情報連携及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。	こども家庭課
2	1	15	2		家庭児童相談及びDV対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。	虐待対応専門員等	専門機関や学識経験者が行う専門的研修の受講 児童虐待、発達支援に係るスーパーバイズ、療育支援モデル事業の実施	保健医療福祉の専門職の養成に携わる学識経験者による研修会を3回開催した。	児童虐待が増加傾向にあり、相談員の更なるスキル向上が必要である。	引き続き、専門的な研修を受講するとともに、ケース検討等研修を実施する。	継続	引き続き、専門的な研修を受講するとともに、ケース検討等研修を実施する。	こども家庭課
2	2	16	1	発達障害のある子どもや親への支援	子育て・障害総合支援センター（はあとふる）の体制を充実させ、発達障害のある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所（園）、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるようバックアップを行います。	市内に居住する障害（児）者	・はあとふる主催「発達障害支援学習会」への参加 ・子育て・障害総合相談支援センター（はあとふる）における乳幼児期からの早期療育、学齢期における教育機関との連携、卒業後の進路、就職など各ライフステージや障害特性に応じた相談の実施	子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）において、自立支援協議会及び関係機関と連携し、各ライフステージや特性に応じた相談、保育所巡回等を実施した。	令和5年度から子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）の発達障がいの相談に応じる相談員が確保できず、各ライフステージや特性に応じた相談の一部が十分に実施できない。	発達障がいの相談に応じる相談員の確保を急ぐとともに、関係機関と連携し支援体制の再構築を行っていく必要がある。	拡充	国の基本指針において、「発達障がい者等支援の一層の充実」が定まり、市は次期計画において、次の3点にポイントを置いて事業実施する。 ・発達障がいの専門医療機関紹介 ・庁内関係課の連携体制の強化 ・相談窓口の周知と機能強化	障がい福祉課
						発達障害が疑われる子どもと保護者	・1歳6か月児健診や3歳児健診の受診後、発達に関する個別相談や健診事後教室の実施 ・はあとふるの職員と共に保育園等に巡回し、保育環境の整備や保護者へ働きかけを行う	・健診事後教室や健診事後親子教室（1か所追加）を開催し、子どもの発達支援を行い保護者の不安の軽減を図った。健診後の個別相談は、心理相談員4人体制により実施した。 ・保育園等巡回相談は、はあとふるが実施。必要時連携した。	子どもの成長発達に不安を持つ保護者が増え、個別相談の希望者が増加した。	個別相談や健診事後教室を実施し、発達に対する不安の解消につながる体制整備を行う。	拡充	健診事後教室や健診事後親子教室の実施場所の拡大や内容の拡充を図り、発達に対する不安の解消につながる体制の整備を行う。	こども家庭課
							就学した児童生徒の小中学校における合理的配慮の充実、支援体制の構築を行う	「子どもの発達が気になるお父さん・お母さんの勉強会」において、就学ガイドンスを行ったり、特別支援教育理解啓発リーフレットを作成し、ホームページに掲載したり関係機関に配付したりした。	就学した児童生徒の小中学校における合理的配慮の充実、支援体制の構築を継続して行っていく必要がある。	小中学校特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を実施し、校内支援体制の充実につなげる。	継続	引き続き、保護者への理解啓発に努め、合理的配慮の提供に係る、保護者と学校の建設的対話につなげる。	指導課
2	2	16	2		地域イベントでポスター掲示等により、発達障害への理解について啓発活動を行います。	市民全般	発達障害啓発セミナーの実施 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間に関連したイベント等開催	発達障害啓発週間にあわせて美術館及び芸術文化ホールでのブルーライトアップ、中央図書館での特設展示、ポスター掲出等を行った。	引き続き、発達障害への理解促進を図り、早期発見や支援につなげていく必要がある。	SNS等の活用など、より効果的な周知を図る。	継続	市民向け、支援者向けなど、イベントを通じた周知・啓発を行う。	障がい福祉課
2	2	16	3		子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業を推進します。	市内に居住する障害児の保護者	ペアレントメンターによる障害児の親等の不安の軽減	ペアレントメンターとの情報交換を行うとともに、ペアレントメンターを活用した相談会等（個別・集団）を実施した。	ペアレントメンター制度の周知を更に図っていく必要がある。	地域支援者との連携するためにも支援者への周知を図るとともに、イベント等への参加などを通じて利用促進を行う。	継続	引き続き、発達障害のある子を育てる家族支援を行っていく。	障がい福祉課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本 目標	基本 施策	No	No	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
2	2	17	1	発達障害等、障害のある子どもへの支援	特別な支援が必要な子どもについて、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整え、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。	市内に居住する障害（児）者	・療育待機児童相談業務（いっぽっぽ教室） ・障害児余暇活動支援事業	・療育待機児童相談業務（いっぽっぽ教室）については、委託を予定した法人の実施体制が整わないことから実施を見送った。 ・障害児余暇活動支援事業を22回実施し、延べ116人が参加した。	療育待機児童相談業務（いっぽっぽ教室）の代替として広島県立総合リハビリテーションセンターの発達障害診療円滑化支援事業を利用した。 引き続き、障害を持つ児童の療育支援を行うとともに、余暇活動などの居場所づくりに努める。	引き続き、制度の周知、広報など行いながら、事業を実施していく。	継続	広島県立総合リハビリテーションセンターにおける発達障害診療円滑化支援事業の利用など、引き続き療育待機児童に関する支援を継続する一方、余暇活動などの居場所づくりに努める。	障がい福祉課
						特別な支援が必要な子ども	・加配職員の配置等受入体制の構築 ・特別な支援の必要な幼児に応じた支援を行い、個々の能力に応じた教育の場を提供	多様な教育・保育ニーズに対応するため、公立施設での必要な人員の配置及び各私立保育施設の運営費の支援を行った。	引き続き、各教育・保育施設の運営に対して支援していく必要がある。	市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。	継続	特別な支援が必要な児童が増加傾向にあるため、加配職員の配置の他に、相談体制の充実を図る。	保育課
2	2	17	2		医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。	市内に居住する障害（児）者	はあとふるにおける個別の障害に応じた相談	はあとふるに医療的ケア児専門のコーディネーターを配置して、相談に対応した。	医療的ケア児の把握や継続的な支援が可能となるよう体制を整備していく必要がある。	引き続き、医療的ケア児専門のコーディネーターを配置するなど、体制づくりを進める。	継続	医療との連携強化を図ると同時に、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを確実に配置し支援に努める。	障がい福祉課
						医療的ケアが必要な子ども	看護師の配置等受入体制の構築	看護師を配置し、医療的ケア児の受入れを行った。	入所調整の段階でニーズを把握し、受け入れ体制を整えていく必要がある。	入所希望者の需要を把握すると共に、受入れが可能となるよう看護師の配置や任用を進めていく。	継続	入所希望者の需要を把握し、児童を安全に保育できる環境を整える。 受入れの基準やルールを明確化し、保育士が安心して保育できる環境を整える。	保育課
2	2	18		障害のある子どもに対する相談体制の充実	自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通し、相談支援専門員の底上げを促進します。	市内に居住する障害（児）者	・相談支援従事者初任者研修事前研修 ・相談支援充実強化研修	はあとふるコーディネータによる相談支援従事者初任者研修事前研修の実習など、相談支援専門員の質の向上を図った。	相談支援専門員の質の向上や連携強化を図るため、引き続き、研修を通じ、コーディネーターや相談支援専門員の底上げを促進する必要がある。	引き続き、研修を実施していく。	継続	相談支援専門員の質の向上や連携強化を図るため、引き続き、研修を通じ、コーディネーターや相談支援専門員の底上げを促進する	障がい福祉課
2	2	19		障害のある子どもの経済的負担の軽減	各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等により、障害のある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	【学事課】 要綱に定めた障害の程度に該当する児童若しくは生徒または特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒の保護者	【学事課】 ・学校等を通じた制度の周知 ・就学奨励対象者の審査・認定 ・学用品費や給食費など学校生活において必要な費用の支給	各種手当の給付や生活のための費用助成などを行った。	引き続き、適切かつ迅速に手当等の給付事業を実施していく必要がある。	適切かつ迅速に給付を行うために、事務の効率化に努める。	継続	引き続き、適切かつ迅速に手当等の給付事業を実施する。	障がい福祉課
						【障害福祉課】 市内に居住する障害（児）者	【障害福祉課】 ・障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当の給付 ・福祉助成券（タクシー乗車助成券）の交付 ・福祉助成券（紙おむつ購入助成券）の交付 ・重度心身障害者医療費助成 ・難聴児児童発達支援センター通所助成	特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者へ、学用品費、給食費等の支給を行った。	特別支援学級に在籍しているなど、対象者が明確なため、学校と連携して申請漏れがない体制が作れており、適切に学用品費等の支給ができている。 しかし、数名程度の提出書類の不備等で認定が滞ることがあり、より速やかな認定と支給ができる方法を検討している。	必要書類が提出期限までに整うよう、申請方法の案内を保護者にもわかりやすくするとともに、学校事務職員へ学事課に提出する前の確認を徹底するよう依頼する。 また、就学援助と奨励費との切り替えがある対象者もいるため、適切に事務処理できるよう担当者間で連携する。	継続	引き続き学校と連携し、漏れのないように申請手続きをしてもらう。就学援助が受けられそうだが、就学奨励のみ申請している対象者も一部いるため、必要な補助が受けられるよう、制度の案内の内容を検討し修正する。	学事課
2	2	20	1	障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。	市内に居住する障害（児）者	・障害福祉サービスの実施	居宅での生活をサポートする、障がい福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）をサービス等利用計画（案）に基づき支給決定した。	適切に居宅サービスでの生活をサポートする、障がい福祉サービスを実施していく必要がある。	引き続き、サービス等利用計画（案）に基づき、適切に支給決定していく。	継続	引き続き、サービス等利用計画（案）に基づき、適切に支給決定していく。	障がい福祉課
2	2	20	2		補装用具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障害がある子どもの在宅生活を支援します。	市内に居住する障害（児）者	補装具費・日常生活用具の支援	体の損なわれた機能を補完・代替する補装具費の支給、日常生活上の困難を改善する日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障がいがある子どもの在宅生活を支援した。	補装具費・日常生活用具の支援などにより、障がいがある子どもの在宅生活を支援していく必要がある。	引き続き、補装具費・日常生活用具の支援などにより、障がいがある子どもの在宅生活を支援していく。	継続	引き続き、補装具費・日常生活用具の支援などにより、障がいがある子どもの在宅生活を支援していく。	障がい福祉課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
2	2	20	3	障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。	市内に居住する障害児	障害児通所支援	障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障がい児通所支援を実施した。	障がい児通所支援については、利用者が多いため、障がい特性に合致した支援機関に通所することが必要である。	自立支援協議会に参加する障がい児通所支援事業所及び障がい福祉サービス事業所を増やし、研修会等を実施することにより、サービスの質の向上を目指す。	継続	引き続き、自立支援協議会を通じて、サービスの質の向上を行っていく。	障がい福祉課
2	2	21	1	発達障害等、障害のある子どもへの就学支援	発達障害のある子ども等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学時の幼保小連携及び教育相談等を行います。	市内に居住する障害児	障害児通所支援	発達障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障がい児通所支援を実施した。	発達障がいのある子ども等が、ライフステージにあった支援を受けるため、障がい児通所支援が必要である。	引き続き、障がい児通所支援により、発達障がいのある子どものライフステージにあった支援を行っていく。	継続	引き続き、障がい児通所支援により、発達障がいのある子どものライフステージにあった支援を行っていく。	障がい福祉課
						発達障害のある子ども等	幼保小連携の推進	スムーズな支援が行えるよう就学前に連携会議を実施し、情報の共有を図った。	就学前だけでなく幼保小の連携を強化していく必要がある。	幼保小での連携、情報共有を推進し、就学へのスムーズな接続を図っていく。	継続	幼保小連携の取組みを推進することにより、障がいのある子どもの就学支援に繋げる。	保育課
						就学児・小中学校在籍児童・保護者	・特別支援教育相談員の配置 ・教育支援委員会の開催と対象児童生徒についての教育相談	特別支援教育相談員による教育相談、学校訪問を実施した。 教育支援委員会の開催と就学後の支援への指導助言を行った。	対象児童生徒の増加に伴う、小中学校における支援体制の充実を継続して行っていく必要がある。	専門家等巡回相談、特別支援教育担当者研修の内容等を見直し、医療、福祉等、関係機関との連携の促進を図り、校内支援体制の充実に繋げる。	継続	子どもの適切な就学先を連携していく。 小中学校教員が特別支援教育に係る知識・技能を更に高められる研修を実施する。	指導課
2	3	22	1	ひとり親家庭の自立支援の充実	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立（就労）を支援し、制度の周知を図ります。	母子家庭の母及び父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けているなどの一定の要件を満たしている者	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成	就職や転職を希望する児童扶養手当を受給しているひとり親に対する、個別支援プログラム作成や各種助成を行った。	対象者の就労時間と希望のする収入に見合う職場のマッチングが難しい。	ハローワークとの連携強化及び対象者に対して制度を丁寧に説明する。	継続	引き続き、相談者に寄り添った支援を行う。	こども家庭課
2	3	22	2		住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	市内に居住又は勤務している者で、ひとり親に該当する者	住宅に困窮している低所得者等に対する低廉な家賃住宅の賃借	住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者選考において優先的な取扱いを行った。	令和6年度において、ひとり親世帯は21世帯申し込みがあり、その内12世帯が入居した。	－	継続	今後も住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図る。	住宅課
2	3	23	23	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する父、母、又は父母以外の者で当該児童を養育する養育者	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給	受給要件について適宜確認を行いながら、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費の支給を適切に行った。	住基異動等に伴う変更届の提出など、適正な支給に必要な手続きが漏れている受給者が多い。	新規申請時や現況届の提出時に、説明を十分行い、周知を図る。	継続	引き続き、ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子育てに必要な支援を行う。	こども家庭課
2	3	24	1	子育て相談体制の強化	児童青少年総合相談室において学校生活や子育てに関する保護者の相談業務を行います。	幼児・児童・生徒の保護者	教育相談員、カウンセラー、児童厚生員による相談の実施	児童青少年総合相談室において、教育相談員、カウンセラー、児童厚生員が児童・生徒、幼児・児童・生徒の保護者の相談業務を行った。	不登校に係る相談が大きな割合を占めている。総合相談では、保護者や児童生徒への助言等を行うが、状況改善には様々な機関が関わるネットワークの構築が必要である。情報共有についての課題がある。	指導課が情報を集約し、関係機関と連携することを通して、接続をスムーズにする。	継続	不登校児童生徒が増加しており、相談体制の充実が必要である。	青少年育成課
2	3	24	2		小中学校においては、心のサポーターによる相談業務を行います。	児童・生徒・保護者・教職員	全ての小中学校への心のサポーターの配置	小中学校において、心のサポーターが児童生徒、教職員、保護者からの相談に自身の経験を生かし、相談業務を行った。	心のサポーターへの相談連携件数は、小中合わせて、延べ1万人を超えた。相談内容は社会の変化と共に、多岐にわたっている。様々な相談に細やかに対応する難しさがある。	教育相談に携わるカウンセラーや教育相談員等との連携の場を設ける。相談業務担当者研修を実施し相談対応能力の向上を図る。	継続	関係機関との連携の促進や、校内での支援体制の充実を図る。	指導課
2	3	25	1	生活困窮家庭の子どもに対する支援	生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを実施します。	小1～中3	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施	家庭支援員による生活保護世帯等の子どもに対する学習支援を実施した。	子どもたちに学習支援の予約をするが、当日、急遽、何らかの理由でキャンセルすることがある。個別支援が必要な回数等が増加しており、希望に添えない状況である。	生活困窮世帯の子どもたちの学習機会を確保するため、引き続き根気強く訪問学習支援を実施する。	拡充	令和3年度より学習支援員を1名増員、令和5年度にさらに1名増員し、3名体制で訪問型学習支援を行っている。 令和7年度に学習支援員を1名増員して、4名体制で、子どもに寄り添った学習支援を行う。	地域共生推進課
2	3	25	2		生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等で大学生や教員OB等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。	小1～中3	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施	生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等集合型の学習支援を実施した。	事前に電話による出席確認を行うが、確認できない場合がある。	子どもたちの学習機会の確保及び居場所づくりのため、引き続き集合型学習支援を行っていく。	継続	今後も子どもたちの居場所づくりの一つとして引き続き事業を実施する。	地域共生推進課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など（主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
2	3	25	3	生活困窮家庭の子どもに対する支援	生活困窮の状態にある子どもと家庭に対して、最低限度の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	生活保護の被保護者	生活保護法に基づく扶助費の給付	困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対して必要な扶助を行った。	生活保護世帯には子どもがいる世帯が一定数存在する。	他法において活用可能な制度を情報収集しながら関係機関と連携し、的確な給付を行う。	継続	生活保護法に基づき、困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対して必要な扶助を継続して行うため。	生活福祉課
2	3	25	4		就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭の経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。	経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒、就学予定者の保護者	・学校等を通じた制度の周知 ・就学援助対象者の審査・認定 ・学用品費や給食費など学校生活において必要な費用の支給	経済的に困窮し、就学援助制度の認定要件に該当する申請者（保護者）に対し、学用品費、給食費等の支給を行った。また、R5年度と同様に、R6年度も、新入学学用品費（入学前支給）とR7年度の就学援助制度について、広報紙に掲載し、市民ポータルサイトとSNSで発信した。新入学学用品費（入学前支給）の申請を年末年始に検討できるよう、受付期間を年末から年明け（1/17）までとした。	R3に作成した制度案内の概要版があることによって、保護者に伝わりやすくなっていると考えている。就学援助の申請者は横ばい傾向にあるので、生活困窮者に対し今後も学校と連携して制度の周知を進める必要がある。	引き続き、ホームページや、広報等を活用し、年度当初だけでなく年度途中に家計が急変した世帯への周知にも努め、支援を必要としている保護者の制度活用を進めていく。	継続	例年の申請者へは、継続して申請をするよう学校と連携する。申請をしたら援助が受けられる可能性がある世帯について申請漏れがないよう、新規の申請者に対し、伝わりやすい制度の周知の工夫に努める。また、スムーズな認定と速やかな支給のため、添付書類についてわかりやすい案内文の作成を検討中。それに伴い、外国籍児童の保護者向けの多言語版の作成も検討中。学校に対しても、保護者への支給遅延や漏れを防ぐため、台帳管理の徹底を依頼する。	学事課
2	3	26	関係機関の連携の強化	貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な支援が受けられるよう、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を充実します。	生活保護の被保護者	生活保護の被保護者	・支援機関との連携推進	相談のなかで連携の必要が生じた場合は、すみやかに関係機関と連携した。	生活保護の開始・廃止時等に関係機関との連携が必要な場合がある。	個別の事情に応じて、関係機関への案内や同行し必要な支援を受けることができるよう連携をする。	継続	他法制度において、支援を得られる場合は関係機関得への案内や同行し必要な支援を受けることができるよう継続して行うため。	生活福祉課
						貧困等、困難な状況にある家庭	・支援機関との連携の推進	各施設の保育コーディネーターを中心に支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図った。	支援の必要な家庭の状況を正しく把握し、的確な支援につなげる必要がある。	引き続き、幼稚園、保育所における支援を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。	拡充	保育ソーシャルワーカー等も活用し、保育所等における支援を行う。	保育課
						児童、生徒	・支援機関との連携の推進	小中学校において家庭支援の必要が生じた場合は、すみやかに関係機関と連携した。	児童生徒に係る家庭環境の改善が困難なことを理由に、支援を拒む家庭の存在がある。また、連携しても継続できない。	スクールソーシャルワーカーによる家庭状況の把握や保護者との対話を行い、関係機関との連携促進を継続する。	継続	支援を必要とする家庭が見逃されないよう、情報の共有を速やかに行う。また、関係機関等を利用していない家庭に対しては、学校と連携して積極的に利用を促す。	指導課
2	4	27	1	外国につながる子どもへの支援の充実	学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。	・外国につながる児童・生徒 ・日本語学習支援及び居場所づくり	・にほんごひろばU-18開催 外国につながる児童・生徒を対象とした日本語学習・教科学習支援、社会見学等の実施及び居場所づくり	学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、お楽しみ会を開催するなど、学校外での居場所づくりを行った。	・R4年度から、多文化共生コーディネーターを複数人配置し、外国人児童への教育支援等の推進を行った。 ・外国人児童生徒の増加からU-18への参加者数が急増しており、ボランティア不足もあって対応に苦慮する面が出てきている。	引き続き多文化共生コーディネーターと連携し、外国人児童への包括的な生活・学習支援を継続していく。	継続	外国人児童数が増加しており、同取り組みの重要性も増加している。支援する側のマンパワー不足も、教育委員会やボランティア等の関係者といかに連携して対応していくかが課題。	市民生活課
2	4	27	2		生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行います。	・外国人市民 ・多言語による相談窓口の開設	・コミュニケーションコーナー開設 外国人市民の生活全般に係る相談への多言語対応	生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行った。	R6年度の相談件数は前年度比で減少している。（R5:2496件→R6:2236件）R5から多言語HPをリニューアルして情報発信しており、自身で情報収集できることから徐々に相談件数が減少している。	新規転入の外国人市民には引き続き、市民課で配布するオリエンテーションセットやハガキ送付で相談窓口等を知らせるとともに、HPやSNSでの情報発信も強化していく。	継続	外国人市民は増加傾向で、相談ができる窓口は必要であるが、効果的な運営方法を検討する余地がある。（対応言語、開設時間等）	市民生活課
2	4	27	3		子どもや保護者への接し方について、保育士への研修を実施します。	保育士	研修の実施	外国に繋がる子どもや保護者への接し方について、研修を実施した。	外国につながる子どもの入所が多い施設を中心に、接し方や支援方法についての正しい知識を持つ必要がある。	現場のニーズに即した研修の企画・実施に努める。	継続	外国人入所者は増加傾向にある。「やさしい日本語」の普及に努め、保育に特化した研修ができるか検討中である。	保育課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
2	4	27	4	外国につながる子どもへの支援の充実	教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化します。	・外国人市民に対応する各種行政窓口 ・行政国際化推進員配置 ・自動翻訳ツールの配備	・行政国際化推進員配置 ・自動翻訳ツールの配備 各種行政窓口への自動翻訳ツールの配備	教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳支援を行った。	行政国際化推進員の通訳や自動翻訳ツールの活用により、窓口や訪問先等でのコミュニケーションが取りやすくなっている。また、電話でのコミュニケーションについても、入管の通訳支援サービスを全庁に通知し、積極的に利用してもらえる環境を整備している。	引き続き、入管のサービスを関係課に周知するとともに、利用支援を行う。	継続	外国人市民は増加傾向で教育現場での通訳ニーズは高い。特定非営利活動法人国際活動市民中心（CINGA）の行っている、外国ルーツの若者や家族からの、相談や通訳の依頼を受け付けていることの周知や、日本人への「やさしい日本語」の普及に努める。	市民生活課
						母子保健事業の利用者	健診や家庭訪問等の母子保健事業実施時に通訳の配置や自動翻訳ツールの利用	健診や家庭訪問では通訳を配置し、電話相談では、通訳支援サービスを利用し多言語に対応した。	健診や家庭訪問において、通訳を配置し対応したが、英語や中国語だけで対応できない外国籍の方もおり、通訳支援で十分な対応が難しいこともある。	継続して通訳配置、通訳支援ツールを利用し、相談対応を行っていく。	継続	継続して通訳配置、通訳支援ツールを利用し、相談対応を行っていく。	こども家庭課
						保育施設	保育施設での自動翻訳ツールの活用	自動翻訳ツールの活用や、保護者用の資料の各言語への翻訳を実施した。	保護者への詳細な説明が必要な場合には翻訳ツールでの対応が難しい場面がある。	詳細な説明が必要な場合のおたよりの翻訳など、状況に応じた支援を行っていく。	継続	継続して通訳支援ツール等を利用しながら、より分かりやすい説明方法を整備し、支援体制を充実させる。	保育課
2	4	27	5		「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒及び未就学児の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながる子どもが学校教育を受けることができるよう支援します。	本市の小中学校へ転入学する外国籍の児童、生徒及び未就学児の保護者	外国語のガイドブック作成及び転入学手続きに来庁した外国籍の保護者への配布・教育制度の説明	外国籍の児童生徒が編入する際に、外国語のガイドブックを、主に学事課の窓口で保護者へ配布し、入学へ向けての準備に活用してもらった。	必要に応じて内容を更新し、外国籍児童の入学に役立てている。	引き続き、関係課と連携して必要に応じて内容を更新し、外国籍児童生徒にとって、使いやすいガイドブックを作成する。	継続	外国につながる子どもが学校教育を受けることができるよう、引き続き事業を実施する。	学事課
						本市小中学校に編入学する外国人児童生徒及び未就学児の保護者	本市小中学校に編入学する外国人児童生徒及び未就学児の保護者へガイドブック配付	日本語初期指導教室において、学校生活や初期日本語を指導することで、児童生徒の学校編入後の学校生活を円滑に図ることができた。	過去最多となる60名の外国につながる児童生徒が入級し、日本語指導を受けた。今後も、初期指導教室へ通うことができず、入級ができない児童生徒への対応が必要である。	今後も日本語指導を必要とする外国につながる児童生徒の受け入れ数は増えると予測される。初期指導教室への入級ができない児童生徒に対しては、派遣型初期指導教室を行う。	継続	「東広島市立小・中学校ガイドブック」の改善と初期指導教室の周知を行う。	指導課
2	4	27	6		外国につながる子どもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。	・市立小中学校等 ・通訳・支援員派遣調整	・通訳者の派遣 担当課からの依頼による学校等に派遣する支援員の調整	関係機関と連携して学校等へ通訳を派遣することで、保護者とのコミュニケーションを支援した。	通訳支援が言語が多言語化しており、依頼言語によっては対応が難しいケースもある。	教育委員会、こども未来部との連携のほか、通訳者の確保に努める。	継続	外国人市民は増加傾向で、通訳派遣のニーズも高い。派遣体制の整理が必要。	市民生活課
						外国につながる保育所等入所児童及び保護者	外国につながる子どもの実態把握及び保護者へのコミュニケーション支援	入所の案内等を翻訳し、スムーズに保育所利用をスタートできるよう支援を行った。	込み入った案件や、個別の相談の対応に苦慮している。	詳細な説明が必要な場合の翻訳など、状況に応じた支援を行っていく。	継続	よくある質問の整備やシンプルな言葉での説明など、より分かりやすい説明方法を整理し、支援を充実させる。	保育課
						外国人幼児児童生徒や保護者の通訳	通訳・支援員の派遣による学校生活への適応支援	外国人児童生徒や保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活への適応支援を行った。	外国につながる児童生徒数が増加傾向にあり、要請が増えている。	通訳者の派遣について、外国につながる児童・生徒が在籍する学校が活用できるよう、日本語学級担当者研修等において周知を行う。	継続	通訳者・支援員派遣の効果的な活用ができるよう学校と連携を図る。	指導課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

●目指す姿：・子育てをする母親、父親が、仕事と子育てを両立することができています。

課題	仕事をしながら安心して出産・育児ができる環境を整備する必要があります。
	・就学前の教育・保育や放課後児童クラブについて、待機児童が発生しています。 ・育児休業を希望する期間取得できない状況や子どもの看護のために休みにくい状況、父親が育児に十分に関われない状況など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組みが十分に進んでいない状況があります。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標（KPI）	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 待機児童の解消【重点】	教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができている。	保育所待機児童数	保育課	人	0	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%
		いきいき待機児童数	青少年育成課	人	0	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	45	0.0%	0	72	0.0%	0	66	0.0%
2. 働く女性の応援	子育てをする母親、父親が仕事と子育ての両立が できている。	ワークライフバランス講座の参加者数	人権男女共同参画課	人	189	150	649	100.0%	150	210	100.0%	150	372	100.0%	150	484	100.0%	150	284	100.0%
		男女共同参画に関する講座・講演会等の参加者数	人権男女共同参画課	人	1,125	1,000	421	42.1%	1,000	357	35.7%	1,000	544	54.4%	1,000	660	66.0%	1,000	404	40.4%
		保育所待機児童数	保育課	人	0	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%

基本 目標	基 本 施 策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
3	1	28	1	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。	私立保育園等	私立保育園等への運営費支弁	市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応した保育環境を構築するため、私立保育施設等の運営費の支援を行った。	引き続き、私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。	市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。	継続	私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。	保育課
3	1	28	2		幼保連携型認定こども園の普及を図ります。	新制度未移行幼稚園等	認定こども園移行への協議、支援	公立幼稚園1施設を認定こども園に移行するとともに（R7.4.1開園）、私立幼稚園1施設の移行を支援した（R6.6.10開園）。	一部の地区においては、認定こども園がなく、選択肢の幅が狭い状態になっている。	認定こども園への移行化が円滑に進められるよう、必要に応じて理解を求めている。	継続	私立幼稚園の認定こども園への移行が円滑に進められるよう協力・支援が必要。	保育課
3	1	28	3		地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。	小規模保育等	小規模保育等への地域型保育給付支弁	市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応した保育環境を構築するため、私立保育施設等の運営費の支援を行った。	引き続き、私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。	市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。	継続	私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。	保育課
3	1	29		教育・保育環境の充実	教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。	保育所等の児童	保育所適正配置基本構想 西条東保育所の建替え 三津保育所の大規模改修	御園宇幼稚園について、認定こども園への移行に伴い、大規模改修を実施した。 また、高屋中央保育所の建替え工事を進めるとともに、老朽化している寺西保育所と原保育所の建替え予定地を決定した。	用地確保に係る地元の理解を得ることが重要である。	丁寧な説明を心掛けることで、地域全体の理解を得るように努める。	継続	施設の老朽化対策のため、耐用年数を超過した施設を中心に、順次施設の建替え・改修等を進めていく。	保育課
3	1	30	1	保育人材の確保	保育補助者等の活用や処遇改善等により、保育士等の労働環境を改善し、保育人材の確保を図ります。	保育士等	・保育士就職相談会の開催 ・潜在保育士等の復職支援	保育人材を確保するため、各保育施設と連携するとともに、保育士就職相談会の開催及び保育士復職支援コーディネーターによる潜在保育士の復職支援を行った。	引き続き、各保育施設と連携し、保育人材の確保に努めていく必要がある。	保育人材を新たに確保していくとともに、保育士の定着及び復職支援を行っていく。	継続	保育施設と連携し、保育人材の確保に努めていく必要がある。	保育課
3	1	30	2		ICTの活用による保育士の負担軽減を図ります。	保育士等	保育支援システムの利活用	公設施設において、必要に応じてICT端末を整備するとともに、保育支援システムの活用を推進した。	現場のニーズに沿ったICTの活用方法を更に検討していく必要がある。	負担軽減を図るため、引き続き検討、支援を進める。	継続	保育支援システムの活用をさらに進める。	保育課
3	1	31	1	放課後の子どもの居場所づくり	共働き家庭等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブを実施します。また、学校の余裕教室等を活用し、施設整備を計画的に進め、対象児童の拡大等の新たな取組みを推進します。	小学生の児童	放課後児童クラブ運営 ・民間事業者による受け皿の拡充 ・河内、東西条いきいきこどもクラブの整備	専用施設や小学校の余裕教室等を利用し、公設60施設の運営を維持するとともに、民間25施設の運営の支援、及び民間4施設の開設の支援を行った。	全市的に人材の確保が難しく、市中心部においては公設の施設が不足しており、待機児童が発生している。 公設の施設については、現状以上の拡充は困難であることから、民間の施設の拡充が必要となっている。	引き続き、民間事業者による施設の開設及び運営を支援するとともに、公設の施設については、民間委託により運営を維持する。	継続	前期は目標を達成することができたが、後期は待機児童が発生している。 さらに民間事業者による施設開設を誘致することにより、待機解消を図っていく。	青少年育成課
3	1	31	2		「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。	小学校の児童	放課後子供教室の実施	市内の各小学校の余裕教室や地域センターなどで、子どもたちに学習や様々な体験、交流の機会を提供するため、放課後子供教室を実施した。	R6のトータルでの教室設置数は前年と比べ減少したが、その内訳は、一時休止1、廃止1、新規開設+1だった。 核となる教室運営スタッフの一時的な体調不良や高齢化による一時休止や廃止がある一方で、新たな教室立ち上げの気運もある。	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の仕組みを使って、こどもをみんなで育てようという「共生・共育」の気運を育てながら、新しい教室の立上支援や、教室運営継続の伴走支援をする。	継続	教室数は減少している（R2年度…22教室⇒R6年度16教室）が、放課後児童クラブとの連携はほぼできており、今後も引き続き教室の充実に努める。	青少年育成課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
3	2	32		利用者支援事業の実施	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で支援を行います。	未就学児とその家族及び妊産婦	地域子育て支援センターでの利用者支援事業の実施 出産・育児サポートセンター及び地域すくすくサポートでの事業実施	地域子育て支援センターや地域すくすくサポートにおいて、利用者の多様なニーズに対し、寄り添い型での支援を行った。地域すくすくサポートにおいて、伴走型相談支援事業を行った。	タイムリーな情報発信が行えるよう、市の子育てDXと共同し、情報発信を行った。	市の子育てDXと共同し、引き続き子育て情報におけるICTの活用推進を図る。	継続	引き続き市の子育てDXと共同し、子育て情報におけるICTの活用推進を図る。	こども家庭課
								保育コンシェルジュを配置し、保育施設等の入所や子育て支援サービスの利用を希望する保護者への相談支援を行った。	年度途中の保育施設等の入所は依然として難しい状況がある。より多様なサービスの活用について、情報提供していく必要がある。	保育料の無償化に伴い預かり保育を導入している幼稚園のサービス活用など、より幅広い選択肢の情報提供を行う。	継続	多くの人に必要な情報を届けるため、デジタルを活用した情報発信も充実させる。	保育課
3	2	33		地域の子ども・子育て支援の充実	延長保育、一時保育、病児・病後児保育について、重の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。	未就学児及びその保護者等	延長保育、一時保育、病児・病後児保育の保育サービスの提供 病児・病後児保育を1施設開設	病児・病後児保育の新設に向けた事業者支援を行うとともに、延長保育、一時保育、病児・病後児保育に対する支援を行った。	引き続き、延長保育、一時保育、病児・病後児保育に対して支援していく必要がある。	多様な教育・保育ニーズに対応するため、必要に応じて支援していく。	継続	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた対応が必要。	保育課
3	2	34		民間の預かりサービスとの連携	多様化する保育ニーズに対応するため、民間で実施している預かりサービスと連携する体制を構築します。	子育て世帯と地域住民	市民間の子どもの預かりを調整・支援する民間事業者の選定及び連携体制の構築	ファミリー・サポート・センター運営事業の委託について民間事業者と協議した。	預かりサービスを実施している民間事業者に委託する場合、既存サービスとの調整等の課題が多く、引き続き市の直営で実施する。	運営については現状通り市の直営とし、預かり手の募集や広報活動等、別の側面から民間事業者との協力を行う。	廃止	預かり手の募集や広報活動等について、引き続き民間事業者と協力を行う。	こども家庭課
3	3	35	1	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業などを対象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた意識啓発を行います。	市内企業	・ワーク・ライフ・バランス講座の開催（人権男女共同参画課と共催） ・チラシ配布による制度周知	・人権男女共同参画課主催の人権講座について、会員企業にチラシ配布による周知を行った。 ・市HPにより、「くるみん」や「えるぼし」認定企業の紹介や制度の周知を行った。	市内企業に対し働き方改革やワークライフバランスの意識啓発を図る必要がある。	企業の職場環境改善や働き方改革に向けた意識啓発に繋がるセミナー等を実施していく。	継続	引き続き、市内企業に対し意識啓発を行う。	産業振興課
						企業、市民	・ワークライフバランス講座の開催（年3回程度）	対面講座1回、オンライン講座1回実施	オンライン講座は250回の視聴があった。対面講座は34人参加。オンライン講座は周知期間が短くなったため受講者減となった。	オンライン講座、対面講座ともニーズに即した内容となるよう検討を重ねていく。	継続	R3から実施しているオンライン講座は参加が容易で任意の時間で視聴ができるため、今後も継続。対面講座についても引き続き実施。ニーズに応じた方法・内容となるよう検討していく。	人権男女共同参画課
3	3	35	2		男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供や講座等を実施します。	企業、市民	エスポワールの運営、啓発活動（おしゃべりカフェ、キャリアデザイン講座等）の開催	おしゃべりカフェ連続講座5回、おしゃべりカフェ特別講座1回	各種講座、イベント等の集客に苦戦している。	他課と連携を図り、参加者数の増加を図る。	継続	おしゃべりカフェ等のイベントは他課との連携も図りつつ、引き続き実施していく。	人権男女共同参画課
3	3	36	1		より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護など）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。	企業、市民	ワークライフバランス講座の開催※No.35-1の再掲	対面講座1回、オンライン講座1回実施	オンライン講座は250回の視聴があった。対面講座は34人参加。オンライン講座は周知期間が短くなったため受講者減となった。	オンライン講座、対面講座ともニーズに即した内容となるよう検討を重ねていく。	継続	R3から実施しているオンライン講座は参加が容易で任意の時間で視聴ができるため、今後も継続。対面講座についても引き続き実施。ニーズに応じた方法・内容となるよう検討していく。	人権男女共同参画課
						企業	・ワーク・ライフ・バランス講座の開催（人権男女共同参画課と共催） ・チラシ配布による制度周知	・人権男女共同参画課主催の人権講座について、会員企業にチラシ配布による周知を行った。 ・市HPにより、「くるみん」や「えるぼし」認定企業の紹介や制度の周知を行った。	市内企業に対し働き方改革やワークライフバランスの意識啓発を図る必要がある。	企業の職場環境改善や働き方改革に向けた意識啓発に繋がるセミナー等を実施していく。	継続	引き続き、市内企業に対し意識啓発を行う。	産業振興課
3	3	36	2	働く女性の応援	ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開催し、同時に子どもの保育サービスに関する相談も実施します。	保育士等	・保育士就職相談会の開催 ・潜在保育士等の復職支援	保育人材を確保するため、各保育施設と連携するとともに、保育士就職相談会の開催及び保育士復職支援コーディネーターによる潜在保育士の復職支援を行った。	市内企業に対し働き方改革やワークライフバランスの意識啓発を図る必要がある。	保育人材を新たに確保していくとともに、保育士の定着及び復職支援を行っていく。	継続	保育施設と連携し、保育人材の確保に努めていく必要がある。	保育課
						女性等	女性向け就職相談会・就職説明会の開催	「仕事と子育て応援就職フェア」の中で、育児と両立しやすい求人者を主に集めた就職面接会を実施した。	面接会には42人の参加があり、熱心に話を聞いていたが、採用に至った件数は4件と少なかったため、企業と求職者双方の課題を把握する必要がある。	就職相談会実施後のアンケートの内容をより具体化し、企業と求職者双方の要望を確認していく。	継続	令和6年度は、例年並みの参加者数だった。しかし、参加から実際に採用に至った数が少なかったため、採用に至らなかった理由を調査し、改善していく。	産業振興課
3	3	36	3		地域すくすくサポート等の身近な場所で就業に関する出張相談会を実施します。	就業を希望する女性等	地域すくすくサポートとの連絡調整	地域すくすくサポートで就労相談会を開催した。	地域すくすくサポートで就労相談会を開催した。	引き続き、相談の場所の提供を行う。	継続	引き続き、相談の場所の提供を行う。	こども家庭課
						女性等	出張相談会の開催（ハローワークとの連絡調整）	例年、ハローワークマザーズコーナーから職員派遣を受け、地域すくすくサポートで就労に関する出張相談会を開催している。	子育てしながら就職を希望する方が、身近に相談できる場所として、マザーズコーナーの認知度を上げることが必要。実施場所（地域）やニーズの把握が課題。	ニーズに合わせてさまざまな場所で出張相談を実施していく。	継続	継続して出張相談会を開催していく。	産業振興課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標4 地域の子育て支援力の強化

- 目指す姿：・地域の関係団体・機関等が連携を図り、子どもの成長や子育てを見守り、支える体制ができています。
- ・子どもと子育て家庭が、安心して生活できる環境が整備されています。

課題	地域の身近な場所で子育ての相談や見守りを行う人材を育成する必要があります。
	・転入等により、地域とのつながりが薄い子育て家庭があります。 ・困難な状況等にある子どもや母親を相談や支援に確実につなぐため、子育て支援を担う住民、団体、機関、行政等の身近な地域単位での連携が重要です。 ・子育てを地域で支える活動への理解や参加の促進が必要です。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標 (KPI)	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 地域における子育て支援の充実	子どもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができています。	初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	こども家庭課	%	60.0	65.0	33.8	52.0%	70.0	82.5	100.0%	75.5	65.9	87.3%	80.0	73.4	91.8%	85.0	71.3	84.0%
		ファミリーサポートセンター活動件数	こども家庭課	件	2,759	2,850	2,986	100.0%	2,941	3,480	100.0%	3,032	3,030	99.9%	3,123	3,633	100.0%	3,214	3,633	100.0%
		住民自治協議会の認知度	地域づくり推進課	%	65.6	41.0	72.0	100.0%	67.0	72.0	100.0%	68.0	66.5	97.8%	69.0	70.1	101.6%	70.0	68.2	97.4%
2. 子育て支援のネットワークの構築	地域の子育て支援者・団体と地域の子育て支援機関等が連携し、地域の実情に応じた子育て支援ができています。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 子どもの安全・安心の確保	子どもと子育て家庭が、住み慣れた地域で、快適に安心して暮らすことができています。	交通事故発生件数	危機管理課	件	509	516	315	100.0%	489	364	100.0%	463	323	100.0%	438	376	100.0%	414	297	100.0%

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画 など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
4	1	37		地域ですくすくサポートでの子育て支援の充実	子育てに関する相談や情報交換をし、気軽に集える場所として日常生活圏域に設置した地域ですくすくサポートにおいて、地域人材による子育て支援や、妊娠期からのサービスを充実させます。	乳幼児、妊婦、子育て中の家族	出産・育児サポートセンター及び地域ですくすくサポートの運営	市役所内の出産・育児サポートセンターですくすく地域ですくすくサポートが連携し、妊娠期から子育て期にわたり継続したサービスの提供を行った。	市内に12か所の地域ですくすくサポートを設置し、相談支援拠点の充実を図った。	相談支援拠点において、妊娠期からのサービスを実施するために、妊娠後期から幼児期にかけて伴走型相談支援事業を行った。	継続	引き続き、各地域ですくすくサポートの特色を活かしつつ運営するとともに多様化する子育てに関する相談内容に対応できるように母子保健コーディネーター・子育て支援コーディネーターのレベルアップを図る。	こども家庭課
4	1	38	1	地域子育て支援センターの充実	多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域の子育て関連情報を提供するとともに、保護者同士のつながりづくりや関係機関との連携を強化します。	未就学児及びその保護者等	地域子育て支援センターの運営	市内25か所で子育て支援センターを運営し、子育ての情報提供とともに保護者同士のつながりづくりを支援した。（委託21か所・直営4か所）	入退室システムの稼働により、混雑状況が把握できるようになった。 地域におけるひろば型子育て支援拠点の役割を明確にするともに支援員のレベルアップを図る必要がある。	地域子育て支援センターの支援員を対象にした会議や研修会を実施する。 各支援センターからの実績報告について内容点検を行い、必要に応じて訪問・助言する。	継続	引き続き、各支援センターの特色を活かしつつ運営するとともに多様化する子育てに関する相談内容に対応できるように支援員のレベルアップを図る。	こども家庭課
4	1	38	2		子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。	未就学児及びその保護者等	ひろば型子育て支援拠点の支援	多世代交流などの地域共生に取り組むひろば型子育て支援拠点を支援した。（西条北地区に1か所・高屋地区に1か所）	入退室システムの稼働により、混雑状況が把握できるようになった。 地域におけるひろば型子育て支援拠点の役割を明確にするとともに支援員のレベルアップを図る必要がある。	ひろば型子育て支援拠点の支援員を対象にした会議や研修会を実施する。 各支援センターからの実績報告について内容点検を行い、必要に応じて訪問・助言する。	継続	引き続き、各支援拠点の特色を生かしつつ運営するとともに多様化する子育てに関する相談内容に対応できるように支援員のレベルアップを図る。	こども家庭課
4	1	39	1	児童館の利用促進	子どもの心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図るため、地域と連携し、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供します。	18歳未満の児童及びその保護者	健全な遊びの提供	さまざまなイベント等により子どもに健全な遊びを提供し、心身の健康増進及び情操豊かな人間形成を図った。また、親子を対象とした講座を開催し、保護者同士が交流できる場を提供した。	引き続き、さまざまなイベント、講座等により児童の健全な育成を図るとともに、放課後や休日に保護者と家庭で過ごすことができない児童の居場所づくりを行う必要がある。	地域のボランティアや中学校、高校、大学サークル等との連携を進め、多様な遊びの提供を行う。	継続	地域との連携により児童に健全な遊びを提供するとともに、さまざまな世代との交流により情操豊かな人間形成を図っていく。	青少年育成課
4	1	39	2		児童館の活動やイベント等について、広報紙やホームページ等を活用して広く周知し、児童館の利用促進を図ります。	18歳未満の児童及びその保護者	児童館だよりやホームページなどを利用した活動やイベント等の周知	児童館の活動やイベント等について、広報紙、ホームページ及び市民ポータル等を活用して広く発信を行うとともに、小学生を対象としたイベントについては、学校を通じてチラシを配布した。	新型コロナウイルス感染症をきっかけに縮小していた活動やイベント等の再開に当たり、より多くの方法により周知を行い、児童館の利用促進を図る必要がある。	一過的なイベントの周知ではなく、恒常的なこどもの居場所となるような取組へシフトしていくことを検討する。	継続	一過的なイベントの周知ではなく、恒常的なこどもの居場所となるような取組へシフトしていくことを検討する。	青少年育成課
4	1	40	1	保育所（園）における子育て支援の推進	園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。	未就学児及びその保護者等	園庭開放の実施	園庭開放を実施し、未入所児童を含め地域との交流を図った。	地域の子育て支援を推進する場として、地域との交流・連携を進めていく必要がある。	地域に開かれた保育施設として、引き続き園庭開放を実施していく。	継続	地域に開かれた保育施設として、引き続き園庭開放を実施していく。	保育課
4	1	40	2		各保育所（園）に配置している「保育コーディネーター」を中心に、支援が必要な子どもや家庭の相談に応じ、情報提供や関係機関と連携した支援を行います。	未就学児及びその保護者等	保育コーディネーターを中心とした相談等子育て支援の実施	保育コーディネーターの役割を再認識し、各家庭や施設の相談等を積極的に行った。	保育コーディネーターによる支援を充実させるために、コーディネーターの連携や情報交換を充実させる必要がある。また、保育コーディネーターについて、保護者や地域住民に広く周知する必要がある。	フォローアップ研修の充実と共に、コーディネーター養成講座を開催し、さらなる支援体制の充実を図る。 保育コーディネーターを各施設に一名以上配置し、各家庭や地域の子育て相談を行う。	継続	保育コーディネーターの養成講座で資格取得後、コーディネーターフォローアップ研修の参加のみとなっているが、さらなる学びの場を設けるため、資格更新の研修を行うよう検討していく。	保育課
4	1	40	3		出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。	未就学児及びその保護者等	出前講座による子育て支援	保育所の保育士による出前講座を実施し、地域での子育てを支援した。	アウトリーチによる子育て支援を継続していく必要がある。	引き続き出前講座制度を活用し、地域での子育て支援を実施していく。	継続	地域の子育てサークルの場に現役の保育士が行き、子どもの年齢に合わせた遊びの提供や関わり方などを引き続き伝えていく。	保育課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標	基本施策	No	No	No	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
									取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
4	1	41	1		ファミリー・サポート・センターの利用促進	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、子どもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	・市内に居住し、援助活動に理解と熱意がある20歳以上の者（提供会員） ・市内に居住又は勤務している者で、0歳～小学6年生までの児童の保護者	・依頼会員と提供会員のマッチング ・提供会員を対象とした研修会（年5回程度） ・ひとり親家庭等の利用料の半額助成	依頼会員と提供会員のマッチングを行ったほか、提供会員を対象とした研修会を実施した。また、ひとり親家庭等の利用料の半額助成を対象者に対して行った。	提供会員に比べ依頼会員の数が多いため、地域や時期によってはマッチングが難しい状況がある。	提供会員の登録者を増やすため、特に会員の少ない地域での広報活動等を重点的に実施する。 また、ファミリーサポートセンターに関心を持つひとり親家庭等に対し、引き続き、助成制度の周知を行う。	継続	子育てに不安や負担を感じる人は増えており、身近な地域で育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人がそれぞれ会員として助け合うファミリー・サポート・センター事業の利用を引き続き促進していく必要がある。	こども家庭課
4	1	41	2			地域すくすくサポートとの連携体制を構築し、各地域拠点において情報提供や会員登録の案内、マッチングができる体制を整備します。		・活動の多い地域の地域すくすくサポートへのアドバイザーの配置 ・会員登録やマッチングができる体制の構築	支所において、会員登録の案内及び登録の受付を実施した。また、すくすくサポートや支所等の身近な場所でマッチングを行う等、会員の要望にきめ細かく対応した。	各地域拠点の職員がマッチングを行うには、人員体制が不十分である。	引き続き支所での会員の登録受付を行うとともに、要望に応じてアドバイザーが向いて支所等でのマッチングを行う等、会員の利便性に配慮する。	継続	身近な地域で会員の登録及びマッチングができるよう、引き続き要望に応じて適宜対応する。	こども家庭課
4	1	42			若い世代のボランティア活動の活性化	保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。	学生等	保育所等でのボランティアの受入	保育所で高校生等の保育体験を受け入れた。	引き続き、保育の質の向上及び保育士の負担軽減につながる若い世代の活動を推進していく必要がある。	各保育施設が若い世代の活動を積極的に受け入れる体制を必要に応じて支援していく。	拡充	東広島市保育士採用試験を受ける養成校の学生から問い合わせが多くある。東広島市のアクションプランを知ってもらう良い機会になるので引き続き受け入れを行う。	保育課
4	1	43			市民協働のまちづくりの推進	住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティやNPO等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。	すべての市民及び市民活動団体等	市民協働のまちづくり第3期行動計画に基づき、多様な市民が主体となり、市民全員で進めるまちづくりの推進	住民自治協議会への「地域づくり推進交付金」や、市民活動団体への「まちづくり活動応援補助金」等の交付のほか、市民協働センターにおける各種団体の体制支援や人材育成などに取り組んだ。	住民自治協議会や市民活動団体の主体的な取組みに対して支援を行っている。	R6改訂の市民協働のまちづくり第4期行動計画を踏まえ、多様な主体と協力・連携を図り、地域の活性化や課題の解決に向けた取組みを進める。	継続	第4期行動計画の策定の過程で、まちづくりの人材育成や持続可能な体制確保が課題として明らかとなった。このため、これらの視点で地域の実情に応じた支援策を講じていく。	地域づくり推進課
4	1	44			子どもの健康・体力づくり	子どもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに行事を開催します。	児童・生徒	アクアパークチャレンジスポーツの開催	小学生児童等を対象に、スポーツを始めるきっかけづくりとして、様々なスポーツの体験会を計画した。	トップス広島加盟団体等トップアスリートに参加してもらい、参加者にとって魅力あるイベントになるよう取り組んでいる。	より多くの参加者を得るため、トップアスリートによる指導の充実や、市内スポーツ団体等関係団体と協議調整を図った。	継続	引き続き、市スポーツ協会登録団体のみならず、トップス広島加盟団体等トップアスリートの参加を調整することで、参加者にとって魅力あるイベントとなるよう努め、スポーツ活動の普及振興、裾野拡大を図る。	スポーツ振興課
4	1	45			地域の活力を活かした子どもの居場所づくり	学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後子供教室を実施し、スポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を行います。	児童	放課後子供教室の実施	市内の各小学校の余裕教室や地域センターなどで、子どもたちに学習や様々な体験、交流の機会を提供するため、放課後子供教室を実施した。	R6のトータルでの教室設置数は前年と比べ減少したが、その内訳は、一時休止1、廃止1、新規開設+1だった。 核となる教室運営スタッフの一時的な体調不良や高齢化による一時休止や廃止がある一方で、新たな教室立ち上げの気運もある。	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の仕組みを使って、こどもをみんなで育てようという「共生・共育」の気運を育てながら、新しい教室の立上支援や、教室運営継続の伴走支援をする。	継続	教室数は減少している（R2年度…22教室⇒R6年度16教室）が、放課後児童クラブとの連携はほぼできており、今後も引き続き教室の充実に努める。	青少年育成課
4	2	46			地域での妊娠・出産・育児に対する意識の醸成	身近な地域の中で相談できたり、互いに助け合えたりできるような子育て環境を創出するために、地域での妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識を醸成します。	全ての市民	子育てサポーターの養成及び活動支援	子育てサポーター養成講座を開催し、新たに5人が加わった。定期的に研修を行い、地域すくすくサポートや母子保健事業において活動してもらった。	地域すくすくサポートや母子保健事業において活動してもらった。	地域すくすくサポートでの活動機会を増やしていく。	継続	毎年、子育てサポーター養成講座を開催する。また地域すくすくサポートでの活動機会を増やしていく。	こども家庭課
4	2	47	1		基幹型子育て支援センターの機能強化	地域における子育て支援の中核施設として、「基幹型子育て支援センター」を運営し、相談業務のほか、相談機関相互の連絡調整を行います。また、子育てイベント等の情報をSNSを活用して発信します。	子育て中の人	・基幹型子育て支援センター運営 ・子育て支援アプリによる情報発信	基幹型子育て支援センターを運営し、相談機関相互の連携を行った。子育てイベントの情報提供については、市民ポータルサイト等を活用し発信を行った。	基幹型としての子育て支援センターのサービス提供内容について、地域の子育て力の向上につながるように助言する必要がある。	引き続き、基幹型子育て支援センターの中心的役割を果たす必要がある。利用者にとって魅力的な情報発信の方法を検討していく。	継続	引き続き、基幹型子育て支援センターの中心的役割を果たす必要がある。利用者にとって魅力的な情報発信の方法を検討していく。	こども家庭課
4	2	47	2			子育てサポーターを育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。	全ての市民	子育てサポーターの養成及び活動支援	子育てサポーター養成講座を開催し、新たに5人が加わった。定期的に研修を行い、地域すくすくサポートや母子保健事業において活動してもらった。	地域すくすくサポートや母子保健事業において活動してもらった。	地域すくすくサポートでの活動機会を増やしていく。	継続	毎年、子育てサポーター養成講座を開催する。また地域すくすくサポートでの活動機会を増やしていく。	こども家庭課
4	2	48			子育て支援者のネットワークづくり	基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、保育士等の資質向上に取り組めます。	地域の子育て支援者	子育てサポート研修、子育て支援者会議の運営	地域子育て支援センターの支援員を対象とした会議や研修会を6回行った。	子育て支援ニーズは多様化しており、支援者のスキルアップが必要である。	引き続き、会議や研修参加しやすい環境づくりを進めながら、支援者のスキル向上を図る。	継続	引き続き、会議や研修参加しやすい環境づくりを進めながら、支援者のスキル向上を図る。	こども家庭課
4	2	49			子育て当事者のネットワークづくり	地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。	子育てサークル・子育てサロン関係者等	子育てサークル支援	子育てサークルが公共施設を使用する際に、登録制度に基づき、使用料を減免するなどの支援を行った。子育てサークル登録数16・サロン登録数4	市ホームページで情報提供をしているが、広がりが限定的である。	効果的な周知方法を提供する。	継続	効果的な周知方法を提供する。	こども家庭課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標	基本施策	No	No	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
4	3	50		子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	子育て世代向けの賃貸住宅（ひだまりハウス）を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。	子育て世代	良好な住宅環境の管理	良好な住環境を維持するため、適宜、修繕に努めた。	経年劣化の進行とともに、不具合箇所の増加が見込まれる。	定期的な点検等を通して建物の状況を把握するとともに、故障等の発生時には、早急に対応していく。	継続	年々、経年劣化が進むことから、計画的な修繕に努める。	保育課
4	3	51	1	安全教育の推進	各保育所・小中学校等において、児童生徒を対象とした教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。	保育所等入所児童	交通安全教室の実施	各施設において交通安全教室を実施した。	乳幼児期から交通安全についての啓発を行う必要がある。	交通安全についての知識を得る機会として、交通安全教室を継続していく。	継続	引き続き、毎月、交通安全指導を行い、必要であれば外部講師を招いたり信号機を使った安全教室の実施を行う。	保育課
						市内小中学校の全児童生徒	市内小中学校49校における年間1回以上の交通安全教室の実施	小中学校入学年次の児童生徒を対象とした交通安全教室や第4学年を対象とした自転車教室を実施した。	交通事故が継続して発生していることから、児童生徒の安全に対する認識が更に高まるよう、交通安全教室等の内容を充実させていく必要がある。	各校の実態に応じた交通安全教室が実施できるよう、地域のボランティア、警察、関係課と連携し、各校に対して情報発信をしていく。	継続	子ども自身が自分の身を守る意識を高める交通安全教室を、関係機関との連携のもと行う。	指導課
4	3	51	2		市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。	市民	交通安全運動期間中の啓発活動の実施	警察や関係団体と連携し、各季の交通安全運動期間中などに、街頭でチラシや反射材などのグッズを配布し、また、広報車による街頭広報活動を行うなど、交通事故のない社会の実現に向けて啓発活動を実施した。			拡充	継続して啓発活動に取り組むとともに、自転車の交通ルールとマナーを向上させる必要があるため、積極的に啓発活動を実施する。	危機管理課
4	3	51	3		通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所（園）等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。	市民	年間を通じた交通安全教室の開催	幼稚園、保育所、小中学校に交通指導員を派遣して、反射グッズや自転車安全教室の冊子を配布し、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方などについての交通安全教室を実施した。また、小中学校の通学路に交通指導員を配置し、登校時間帯に交通安全指導を実施した。	交通安全についての啓発活動や教育活動は、すぐに効果が表れるものではなく、継続して実施していく必要がある。	関係機関との連携を強化し、様々な機会を通じて啓発活動を行うとともに、幼少期からの交通安全教育を継続して実施する。	継続	交通安全教室は継続していくことが重要であるため、引き続き、交通指導員を派遣し、交通安全教室を実施する。	危機管理課
4	3	52		子どもの安全確保	通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全検討会議」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。	市内の小中学生	・通学路安全推進会議の開催 ・通学路合同点検の実施 ・通学路安全検討会議の開催	学校、警察、道路管理者など関係機関との各会議および合同点検を実施した	取組により改善された危険箇所がある一方で道路用地等の要因により、改善が図れていないものもある。	引き続き各会議・合同点検を行い、危険箇所の改善に努める。	継続	通学路における子どもの安全確保のため、各会議および合同点検を引き続き実施する。	教育総務課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本目標5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の充実

●目指す姿：・すべての子どもが質の高い教育を受け、東広島市の未来をつくり、担っていくことのできる人材に成長しています。

課題	次代を担う子どもたちを健やかに育てる教育・保育環境を整備する必要があります。
	・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定を踏まえた保育・教育の質の向上が求められています。 ・地域で、自然体験ができる場等の子どもが学ぶ場の充実が求められています。 ・保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標（KPI）	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 乳幼児期における教育・保育の質の向上 【重点】	就学前の子どもが質の高い教育を受けることができる。	保育所等に通わせている保護者の、教育又は保育への肯定的回答	保育課	%	—	98.0	95.0	96.9%	98.0	93.0	94.9%	98.0	90.0	91.8%	98.0	92.0	93.9%	98.0	91.0	92.8%
2. 親の子育て力の向上	子育てを通じて大きな喜びや生きがいを感じながら、親が親として成長できている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本 目標	基本 施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
5	1	53		幼保小連携の推進	幼保小の接続を見通したカリキュラムを編成するため、幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う交流・連携の場を充実します。	保育士等	幼稚園、保育所（園）、小学校が連携した研修等の実施	年間2回の全体研修及び、公立・私立保育施設における保育参観を通した研修の中で、連携・接続の取組の重要性について意見交換を行う場を設定した。	円滑な接続のための連携・交流ができるような体制整備を充実していく必要がある。	次年度は、幼稚園にも対象を広げて連携・接続の取組を推進し、その後は市内の施設全体へ拡充していく。	拡充	市内の保育施設に全体研修への参加を呼びかけ、カリキュラムの必要性を周知する。また、各施設で公開保育や保育参観を実施し、小学校教諭が園所を訪問することで円滑な連携が行えるようにする。	保育課
						幼稚園教諭、小学校教諭	幼保小連携研修の実施	幼保小連携推進担当者研修を年2回に増やし、連携・接続の取組について意見交換を行う場を充実した。黒瀬中学校区をモデル地域に設定し、公開保育や授業研究への相互参観、児童の交流等に取組み、成果等を市内に普及した。	円滑な接続のための連携・交流ができるような体制整備を継続して行っていく必要がある。	次年度は、管理職を含む半数以上の教職員を対象に幼保小連携特設講座を実施し、組織的な幼保小連携・接続の推進を図るようにする。	拡充	継続して幼保小連携担当者研修を年2回実施したり、黒瀬中学校区を幼保小連携・接続モデル地域に指定したりするとともに、新たに幼保小連携特設講座を実施する等して、幼保小連携・接続を推進する。	指導課
5	1	54	1	保育・幼児教育の充実	子どもの豊かな体験をはぐくむ教育・保育環境を構築し、保育施設の魅力向上を図ります。	保育士、幼稚園教諭等	・保育環境の整備 ・園内研修の充実	乳幼児期に育みたい力や保育環境の在り方を検討し、改善を図った。	各施設が個々の状況を踏まえ、自発的に教育・保育環境づくりに取り組み、市全体で保育施設の魅力向上を図る必要がある。	各施設が行う教育・保育環境づくり及び施設研修の実施を支援していく。	継続	好事例の水平展開と、通常の施設整備の中で、子どもの成長を促す保育環境づくりができるようにしていく。	保育課
5	1	54	2		安心して子どもを預けられる保育所（園）・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。	保育士等	保育士を対象とした研修の充実	子育てサポート研修やキャリアアップ研修の実施により、保育者の資質向上を支援した。	キャリアアップ研修の充実を図ると共に、サポート研修の充実を図る必要がある。	キャリアアップ研修の内容を拡充するとともに、保育実践に結び付く研修の在り方を検討していく。	拡充	研修内容の充実（市の実情に沿った研修内容）や、保育士が参加しやすい開催方法（開催時期、時間）などを検討する。	保育課
5	2	55	1	家庭教育支援の推進	地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。	保護者	地域子育て支援センターでの子育てに関する講座等の実施	子育て関連講座についてホームページ等により周知を行い、各支援センターにおいて、月1回以上、開催した。	講座開催の情報がより多くの子育て親子等に伝わるよう積極的な周知を行う。	引き続き、ホームページ、SNS等を活用した周知を行う。	継続	引き続き、講座開催の情報がより多くの子育て親子等に伝わるよう積極的な周知を行う。	こども家庭課
5	2	55	2		「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催します。また、進行役を務めるファシリテーターを養成し、家庭教育を支援します。	市民	参加体験型学習プログラムの開催	「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催した。また、進行役を務めるファシリテーターのスキルアップ研修を実施した。	進行役を務めるファシリテーターの人材不足が課題となっている。	人材不足を解消するため研修会や養成講座を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図る。	継続	人材不足を解消するため研修会や養成講座を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図る。	生涯学習課
5	2	55	3		生涯学習まちづくり出前講座や生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。	市民	家庭教育支援（家庭教育の知識や技術の向上、世代間交流、子育て支援環境づくり）に関する講座の実施	生涯学習まちづくり出前講座や生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供した。	各生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施	広く市民に活用してもらえるよう、様々な手法を用いて、広報を実施する。	継続	広く市民に活用してもらえるよう、様々な手法を用いて、広報を実施する。	生涯学習課
5	2	55	4		子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくるとともに、子どもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。	幼児と保護者	親子で参加できる講座の実施	子育て中の保護者の拠り所になるよう、また未就学児の心が豊かに育まれるよう、親子わくわく講座として月1回企画・実施した。	多くの講座にキャンセル待ちが発生する一方、何度も参加する者がいるケースがあり、参加希望者の中で偏りが生じている。	より幅広い親子に参加してもらえるよう、初めて参加する親子を優先する。	継続	当講座とこども未来部が行う子育て支援事業イベントとの差異化を図りより充実したものにするため、今後は、子育て支援を主眼としたものから、家庭教育支援（保護者同士の交流・学び）を主眼とした講座にシフトしていく。	青少年育成課

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の取組に関する評価			今後の方針		担当課
								取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
5	2	55	5	家庭教育支援の推進	乳幼児を持つ保護者に対して、医療従事者による「いきいき子育て講座」を実施し、家庭看護力の醸成を図ります。	乳児の保護者	医師による子どもの病気や看護についての講座の実施	小児科医師による「子育て講座」を4回実施し、子どもの病気についての学習機会を設けた。	小児科医師による「子育て講座」を4回実施し、子どもの病気についての学習機会を設けた。	子どもの病気に対する保護者の不安が大きいが伺えるため、引き続き実施していく。	継続	子どもの病気に対する保護者の不安が大きいが伺えるため、引き続き実施していく。また、適切な医療機関の受診について、啓発していく。	こども家庭課
5	2	55	6		妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を、市民と協働し、実施します。	保護者及び妊産婦・配偶者、ブックデビューを支援したい人	・乳児への言葉がけの大切さの周知 ・言葉育での支援	妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を、市民と協働し、実施した。	ブックデビュー講座を実施するクルーの人材不足が課題となっている。	人材不足を解消するため研修会を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図る。	継続	人材不足を解消するため研修会を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図る。	生涯学習課
								地域の支援者と共に、地域すくすくサポート等でブックデビュー講座を実施した。	地域の支援者と共に、地域すくすくサポート等でブックデビュー講座を実施した。	地域すくすくサポートでブックデビュー講座等を開催し、絵本と出会う機会を提供する。	継続	地域すくすくサポートでブックデビュー講座等を開催し、絵本と出会う機会を提供する。	こども家庭課
5	2	56	1	読書活動の推進	本に親しむために、読書活動の啓発や本の紹介、本の読み聞かせ活動などを行い、子どもが本と出会う機会を提供します。	子どもとその保護者 ボランティア 保育所・幼稚園等、小中学校、実施機関	・読書活動の啓発 ・本の紹介 ・継続的な読書活動の推進	本に親しむための講座等を実施している。HPや市民ポータルサイトのセグメント配信で子育て支援コーナーや関連行事を紹介した。	本に親しむための行事は、予定通り実施。ボランティア団体の協力を得て、来館した子どもへ個別に読み聞かせる活動を行っている。→案内を増やすことで参加者増が期待できる	本を紹介するブックトークの回数を増やすこと。特に小さな子どもの保護者への案内を行うことができるよう検討する。	継続	本を紹介するブックトークやブックリストを増加するとともに、関係機関と連携し、本に親しむきっかけづくりを行う。	生涯学習課
			・健診会場での絵本の紹介 ・地域すくすくサポート等でのブックデビュー講座の実施				地域すくすくサポートや地域子育て支援センターで絵本を設置し、親子に絵本に触れてもらい読み語りの時間を持ってもらった。	地域すくすくサポート等や健診において、絵本と触れてもらうことができた。	健診会場での絵本紹介や地域すくすくサポートでのブックデビュー講座を開催し、利用する親子が絵本と出会う機会を提供する。	継続	地域すくすくサポートや健診等の場で、絵本と触れ合う機会を提供する。	こども家庭課	
			・読書活動の啓発 ・本の紹介 ・継続的な読書活動の推進				絵本コーナーを設置し、子ども達が好きな時に絵本に触れることができるようにしている。また保育士が読み聞かせを行っている。	参観日等で絵本の読み聞かせや絵本に触れることの大切さを周知した。	図書館だよりの掲示や年齢にあった絵本を紹介する。	継続	図書館だよりの掲示や年齢にあった絵本を取り組む。	保育課	
							「子ども読書の日」や「古典の日」などの機会を活用した、読書啓発や関連イベントを実施した。	読書啓発や関連イベントの実施及び周知をした割合は、小学校81.3％、中学校93.3％である。	学校司書の連絡会等で、各校の交流の場を設定し取組事例を共有することで、取組が充実するようにする。	継続	学校司書の連絡会議等で、各校の交流の場を設定し取組事例を共有することで、取組の充実を図る。	指導課	
5	2	56	2				主体的な読書活動の推進のため、本を活用する力の育成や、日頃の読書の成果を発信する機会を提供します。	・本を活用する力の育成 ・読書の成果を発信する機会の提供	図書館の本を利用した調べる学習コンクールを開催したり、図書活用の勉強会等を行っている。	図書館を使った調べる学習コンクールとのん太の学び場のイベント日程が重なることがあり、一方への参加できない利用者があった。→中央館、地域館の間で日程を事前に擦り合わせることで重複がなくなる。	関係機関と連携し、行事の充実を図る。	継続	学ぶ楽しさや知る喜びを得るため。主体的に学ぶきっかけをつくったり、参加型の展示などを企画するなど、継続的な読書を行うための支援に取り組む。
			遊びの中で興味を持ったことを図鑑で調べたり、絵本づくりなどから絵や文字をまねたりできる環境を確保している。		施設ごとに取り組みの差があることが課題である。				子どもの興味関心に基づいた絵本の充実を図る	継続	子ども達の作品を展示したり、調べてわかったことを発表できる機会をもつ。	保育課	
			学校で、本を活用して作成した作品を市立図書館に展示し、読書の成果を発信する機会を提供した。学校図書館担当者と学校司書の研修の際、計画的に本を活用した授業が行えるように、連携を取る時間を設定した。		市立図書館に作品を展示した学校数と展示件数は、小中合わせて47校中27校42件であった。学校ごとに取り組の差があることが課題である。				次年度、司書教諭、学校司書、学校図書館担当者の機能化を図り、各教員と学校図書館をつなぎ、学校全体での取組を進める。	継続	より多くの学校が取組に参加するよう促し、主体的な読書活動の推進を図る。司書教諭、学校司書、学校図書館担当者の機能化を図り、各教員と学校図書館をつなぎ、学校全体での取組を進める。	指導課	
5	2	56	3		蔵書の充実や、司書やボランティアの充実など、子どもの読書活動の推進のための環境整備を行います。		・推進者の充実 ・場所づくり ・蔵書の充実	推薦図書リストの作成や、ボランティアの充実のため「子どもと本をつなぐ会」を実施した。また、小学校の研修で電子図書館とデジタルアーカイブの利用説明を実施した。	ボランティアや学校図書館関係者等とさらに連携を深めていくが必要である。電子書籍のさらなる充実が必要である。	引き続き、ボランティア交流会を開催する。また、電子図書館の複数人アクセス可能なコンテンツを導入し、タブレットを活用した読書推進をする。	継続	関係機関と相互に連携を深め、学校図書館や家庭での読書活動を支援する。	生涯学習課
			子どもの興味関心に基づき、図鑑や物語等蔵書を充実させた。					地域のボランティアや図書館の関係者の方に来ていただき、絵本に触れる機会を持った施設もある。	関係機関と連携し、地域資源の活用の充実を図る。	継続	蔵書を充実できない施設については、図書館や「としょまる」「絵本の配達便（広島県）」を利用し、様々な絵本に触れる機会を持つようにする。	保育課	
			書籍の購入と各校の蔵書数から計画的に除籍を行い、蔵書を充実させた。					蔵書構成に応じて計画的に除籍を行った。学校図書館図書標準に達していない学校が多い。	計画的な除籍冊数の調整と買い替えを行う。	継続	計画的な除籍冊数の調整と買い替えを通して、徐々に蔵書率を高めていく。	指導課	

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和6年度)

基本 目標	基本 施策	No	№		取組み	事務事業の目的	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R6年度の実施に関する評価			今後の方針		担当課
									取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法			
5	2	57	1	食育の推進		・アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。	20歳代から概ね40歳代までの市民で、主に子育て中の保護者	骨密度測定後、個別相談及び集団指導（保護者向け食育講座）を開催し、食育、骨健康、栄養及び運動）を実施。アレルギーも含め、健康問題について相談に応じる。	「若い世代からの健康講座」及び「保育所保護者向け食育講座」を開催し、食育、骨粗鬆症予防、運動、生活習慣病予防等のテーマにより集団指導及び個別相談を実施した。	健康づくりに取り組んでいる人といない人はおよそ半数ずつであった。取り組んでいる人は「食事と運動」など複数取り組んでいる場合が多く、健康づくりへの意識・意欲・価値観などの関心度が高い可能性がある。また、現在健康づくりに取り組んでいない人に関しても、受講後には、今後健康づくりに取り組みたいという回答を得られた。	「若い世代からの健康講座」及び「保育所保護者向け食育講座」を継続し、望ましい食生活等の重要性を啓発する。	継続	子どもの頃から食の重要性を意識できるように、引き続き関係機関等と連携を図り、子どもとその保護者を対象とした食育を推進する。また、若い世代から健全な食生活を実践できるよう、事業所等と連携を図り、働きかけをすすめていく。	医療保健課
							妊婦・子育て中の保護者	定期育児相談・離乳食教室等	すくすく相談（育児相談）やすくすくサポートで個々の相談に対応した。また、離乳食教室を開催し、アレルギーについて情報提供を行った。	離乳食教室や個別相談を行った。	アレルギー相談に対応できるように、すくすく相談会（育児相談）に栄養士を配置し、相談対応を継続していく。	継続	引き続き、アレルギー相談に対応できるように、すくすく相談会（育児相談）に栄養士を配置し、相談対応を継続していく。	こども家庭課
5	2	57	2			離乳食教室（モグモグ教室）や母子栄養相談事業（親子クッキング教室）の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	妊婦・子育て中の保護者	妊娠期・離乳期・幼児期に必要な食に関する体験型の教室の実施	離乳食各期における教室の実施やすくすくルームによる個別支援により、細やかな相談支援を行った。動画の活用を行い、保護者が具体的なイメージを持ちやすいよう支援を行った。	離乳食や食べさせ方のイメージを持ちにくい保護者が増えており、個別対応するケースが増えている。	地域すくすくサポートでの体験型教室や動画の活用推進により、保護者が具体的なイメージを持ちやすいように工夫していく。	継続	引き続き、離乳食教室の開催や個別対応、動画活用を行っていく。	こども家庭課
5	2	57	3			保育所（園）や幼稚園において、給食の提供等を通じて食の大切さについて啓発します。	保育所等入所児童	野菜の収穫体験等の実施	園内での野菜の栽培や、収穫した野菜を使った給食の提供などのほか、生産者との交流を実施した。	引き続き食への興味関心を高める取組みを継続する必要がある。	食育推進施設を設定し、重点的に食に関する活動を進める。	拡充	食育推進施設を拠点としながら、市内の施設と連携し情報共有を進め、全体で食に対する理解を深めていく。こども達への体験活動を促進する。	保育課
5	2	57	4			保護者への給食だよりの発行や、市民を対象とした食育フェア等の開催により、食の大切さについて啓発します。	小中学生 その保護者	生涯学習フェスティバルにおける食育フェアの開催	学校給食を中心として食育の取組を児童生徒や各家庭に啓発した。	給食だよりによる情報提供や、児童生徒に対して、特別活動で栄養教諭と食育の実施をするなど、食育の充実を図ることができた。	学校を中心とした食育の取組の充実を図るためにも、持続可能な取組や、保護者、地域を巻き込んだ取組など、引き続き見直しを行っていく。	継続	各校での食育の充実に重点を置くために、食育フェアの開催を辞めた。保護者への給食だよりの発行など、各校において、児童生徒の発達段階や生活実態に応じて食育の充実にも努め、食の大切さについて啓発していく。	指導課